

# 東白川村 農業持続化支援金のご案内

資材や燃料費の高騰、販売価格の下落、担い手の不足など、様々な要因で厳しい状況に直面している村内農業者の負担を軽減するための支援金です。

コロナ禍において、特に価格下落の影響を受けている**水稻**農家と販売量が大きく落ち込んでいる**茶**農家を対象として農業継続のための支援を行います。

**【対象者】** 支援金の対象者は、次の要件を満たしている個人、法人又は集落営農組合です。

- 令和**5**年度に「**水稻**」若しくは「**茶**」の栽培を行う方
- ※村外の方でも上記の条件で取組む方は対象となります
- ※水稻の場合、転作扱いとなる飼料用米等は対象外となります。
- ※お茶については、刈り落としなどの保全的管理も栽培に含めます。

## 【対象となる農地】

上記の対象者が耕作する農地で、農業委員会が所有する「**農地台帳**」に記載されている農地  
※農業委員会の許可を得た賃貸借を行っている場合は、「農地台帳」に記載がなくても対象となります。

## 【支援金の額】

**10a(アール)当り 1万円**

※畦畔・法面を含まない**作付け面積**

## 【申請期間】

令和5年 **1月10日**(火)から

**2月28日**(火)まで

期限以降の提出は受け付けませんので、期限は**厳守**してください。

## 【申請の方法】

次の書類を持参し、産業振興課に提出して下さい。

- (1)**支援金交付申請書**(ホームページからダウンロードするか、産業振興課でお受取り下さい。)
- (2)支援金の受取口座が確認できる書類(**通帳の写し**など)。
- (3)令和**5**年度**水稻生産実施計画総括申込書**の写し(ある方のみ)  
※令和4年度に実績がある方は、1月中に営農組合長を通じて配布されます。  
※上記がない場合は、(1)の申請書類(※様式第1号別紙)に必要事項を記載して下さい。

## 【留意事項】

- (1)**集落営農組合**(越原上、親田、西洞)はそれぞれの**組合が申請者**となり、支援金も組合に支払われます。
- (2)上記の集落営農**組合に加入していない方は個人での申請**が必要です。
- (3)農地の貸し借りをしている場合、**対象**は所有者ではなく**借主(耕作者)**になります。

## 【問い合わせ・申請受付】

ご不明点等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

東白川村役場  
産業振興課 農務係  
**0574-78-3111**  
(内線 260)